

農用地利用改善団体

農用地利用改善団体とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農用地利用改善事業を行う農事組合法人又はその他の団体であって、市町村基本構想に定める基準に適合する区域（集落などの一定の地縁的なまとまりをもつ区域）をその団体の地区とし、かつ、当該地区内の農用地について権利を有する者の3分の2以上が構成員である団体。

わかりやすく言うと、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地の所有者・利用者等で構成する団体で、その区域内における農作業の効率化（機械の共同利用等）や農地の利用関係の改善（担い手への利用集積のための調整）等の農用地利用改善事業を実施する団体。

特定農業法人・特定農業団体とは、「農業経営基盤強化促進法に基づいて**特定農用地利用規程**に位置付けられ、地域内農地の利用集積先となる農業法人・農業団体」です。

※ **農用地利用改善事業**とは、「農用地に関し権利を有する者の組織する団体（農用地利用改善団体）が農用地の利用に関する規程（農用地利用規程）で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業」をいいます。（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第4号）

※ **農用地利用規程**とは、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業を実施する場合において、実施内容等を定めたものです。

※ **特定農用地利用規程**とは、農用地利用規程内に農用地利用改善事業の実施区域での農用地の利用集積先として農地所有適格化法人・集落営農組織等を定めたものです。この規程と農用地の利用集積先となる農地所有適格化法人・集落営農組織等の同意書等により市へ申請し、認定を受けることにより、特定農用地利用規程となり、農地の利用集積先となる農地所有適格化法人等農業法人は「**特定農業法人**」、集落営農組織等任意組織は「**特定農業団体**」となります。

※ 特定農用地利用規程では、お互いに農地の提供（農用地利用改善団体）と農地の維持管理（特定農業法人・団体）をしなければならないという義務を負います。

集 落 営 農

(集落営農組織の育成の推進の義務)

「雲仙市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「雲仙市農林水産振興計画」で集落営農の組織化・法人化の促進が謳われており、着実に推進する必要がある。

また、長崎県水田農業推進方針（H28.3）の中で、「集落営農組織等の担い手の育成並びに集約化」で、

「中山間地域等において、農作業受託組織等が存在しない集落のリスト化」「重点推進集落の選定」「リーダーの掘り起こし・育成、座談会等による合意形成」などを進め、農作業受託組織、機械の共同利用組織、地域づくり組織の設立を推進するとある。

また、農作業受託組織等から集落営農組織、集落営農組織から集落営農法人へとステップアップを推進する。

さらに、農地中間管理機構の活用による集積拡大、新規品目の試作・実証による収益品目導入や販売力強化を支援し、経営の安定化を図る。とあり、集落営農推進方針で、地域集落営農推進会議の開催や推進計画の策定・進捗管理に取り組むとある。

(集落のメリット)

1

機械や施設の共同利用による
生産コストの低減

個々の農家で使用していた農業機械や施設が共同化されることでコストの削減が見込めます。国の見通しでは、経費の大幅削減、労働時間の短縮、所得の大幅アップが実現できるとしています。

2

役割分担・技術の統一による
効率化・品質アップ

高齢者や女性、兼業農家など、個々の適正や体力に応じた役割分担が可能になります。また、機械作業が均一化されたり、栽培技術が統一されることで、反収の増加や品質の向上も見込めます。

3

農地の一元的な利用による
耕作放棄地の減少

農地の貸し借りや作業の委託を安心して行えるようになるため、耕作放棄地の減少が期待できます。また、稲以外の作物も導入しやすくなるため、農産物加工も含めた複合経営が期待できます。

4

農業経営基盤の強化による
後継者の育成・確保

集落営農により、生産性の高い農業経営が実現することで、後継者の育成・確保が期待できます。先祖代々の農地が守られることで、その集落で営んできた農業の歴史が次世代に引き継がれます。

5

集落活動の増加による
集落全体の活性化

集落営農を進める過程で、集落内での話し合いや共同作業などが増えるため、集落全体の団結や活性化が期待できます。また、伝統行事の継承など、農業以外の面でも集落活動の活発化が期待できます。

(「担い手」となることで活用できる様々な支援)

国の政策では、法人化の計画を持つなど、一定の要件を満たす集落営農組織を「担い手」と位置づけ、認定農業者と並び、集中的な支援を行っています。担い手と認定されることで「水田・畑作経営所得安定対策」をはじめ、非常に大きなメリットがある支援を受けることができます。**集落営農を考える場合は、「担い手」としての要件を視野に入れることが重要です。**

(集落営農が「担い手」となる要件)

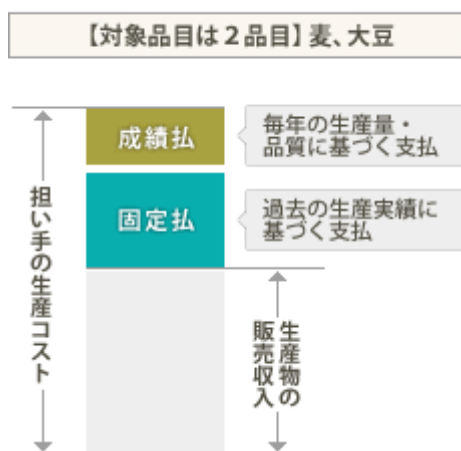
- 1. 地域の農地の相当部分を受託することを目標にすること**
 5年後に、集落営農組織が地域の農地の3分の2以上を受託することを目標にしている必要があります。
- 2. 規約が作成されていること**
 「代表者」「構成員の加入及び脱退」「総会の議決事項・方法」「農用地や農業用機械等の利用及び管理等に関する事項」等を定めた規約が必要です。
- 3. 一元的な経理を行っていること**
 構成員全てで費用を共同負担（資材の一括購入等）するとともに、利益を分配（組織名で出荷・販売し、労賃等を分配）している必要があります。
- 4. 主たる従事者の農業所得について、一定水準の目標を設定すること**
 組織運営の中心となる者（主たる従事者）が目標とする農業所得額が定められている必要があります。「一定水準」とは、市町村の基本構想に定められた目標農業所得額と同等以上の水準です。
- 5. 農業生産法人化計画を持つこと（5年以内）**
 農地所有適格化法人となる予定時期、法人化のために行う先進事例の調査や研修会の開催、設立準備会や発起人会の設立などに関する計画が必要です。

(水田・畑作経営所得安定対策の概要)

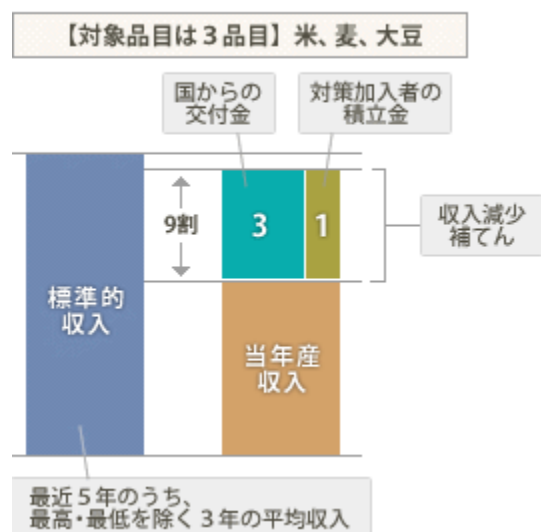
水田・畑作経営所得安定対策は、担い手が受けられる代表的な支援制度で、支援内容は「生産条件不利補正対策」と「収入減少影響緩和対策」に分かれます。前者は、麦、大豆を対象に、生産コストのうち、販売収入でまかなえない部分を補てんするもの、後者は、年間の販売収入が、標準的収入を下回った場合、減収額の9割を補てんするものです。

水田・畑作経営所得安定対策の概要

■ 生産条件不利補正対策



■ 収入減少影響緩和対策



※一定要件を満たす集落営農：「組織規約の作成」「対象作物の共同販売経理の実施」の2要件

集落営農の主な形態

集落営農の形態は様々ですが、大きく以下の3パターンに分けられます。



集落営農は、集落内の合意形成を得るために、現状の把握や意向の調査、目指すべき方向性など、検討・決定しなければならない事項が多々あります。

担い手として認められるためには、要件の整備や法人化を前提とした組織づくりも必要となります。また、選択した集落営農の形態や規約によっては、法人格を持たない状態でも、法人税が課税されたり、組合員に対する配当に所得税がかけられたりする可能性があるため、会計や税務上の知識を要求されることも少なくありません。